

山形県広域防災拠点設置検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 山形空港及びその周辺に設置する山形県広域防災拠点（以下「広域防災拠点」という。）に必要な機能を整理するとともに、具体的な整備方針案を策定するに当たり、有識者等の意見を反映するため、山形県広域防災拠点設置検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討及び協議を行う。

- (1) 広域防災拠点に必要な機能に関する事項
- (2) 広域防災拠点の整備方針案の策定に関する事項
- (3) その他広域防災拠点の検討に関して必要な事項

(委員及び委員長)

第3条 委員会の委員は、別紙のとおりとする。

- 2 委員の任期は、この要綱の施行の日から令和9年12月28日までとする。ただし、必要に応じて延長することができる。
- 3 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(オブザーバー)

第4条 委員会に、別紙に掲げるオブザーバーを置く。

- 2 オブザーバーは、委員会に出席し、必要に応じて意見を述べることができる。
- 3 委員長は、必要があると認める場合には、オブザーバーを追加することができる。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 4 委員は、やむを得ない事由により会議を欠席する場合、代理の者をあらかじめ委員長に報告することにより、会議に出席させることができる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、委員及びオブザーバー以外の者を会議に出席させて意見等を述べさせ、又は説明させることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、山形県防災くらし安心部防災危機管理課（受託事業者：EY新日本有限責任監査法人）において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年10月22日から施行する。

山形県広域防災拠点設置検討委員会 委員等構成一覧

〔委員〕

所属・役職	氏 名	備 考
山形大学教育学部災害環境科学研究ユニット講師	熊 谷 誠	
東北大学災害科学国際研究所教授	佐 藤 健	
陸上自衛隊第6師団副師団長（兼）神町駐屯地司令	山 田 篤	
山形県消防長会会長 山形市消防長	斎 藤 純 一	
山形県医療統括監（山形県災害医療統括コーディネーター） 認定特定非営利活動法人災害医療ACT研究所理事長	森 野 一 真	
公益社団法人山形県トラック協会会長 株式会社 小松商事代表取締役	小 松 洋 一	
山形県みらい企画創造部長	沖 本 佳 祐	
山形県県土整備部長	永 尾 慎一郎	
山形県防災くらし安心部長	庄 司 雅 人	

〔オブザーバー〕

所属・役職	氏 名	備 考
内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（調査企画担当）	多 田 直 人	
国土交通省東北地方整備局統括防災官	五十嵐 俊 一	
東根市総務部長	岡 田 光 弘	